

# 大崎町中小企業資金保証料補助金

## 【目的】

町内中小企業者の創業、設備取得等の積極的な取組を支援することを目的としています。

## 【補助対象者】

- ・大崎町内に主たる事務所を有していること。
- ・町税等の滞納がないこと。

## 【申請期限】

補助対象となる資金を借り入れた日の属する年の翌年の2月末日まで

## 【補助対象経費】

鹿児島県の中小企業制度資金(注)の証書貸付けを受けるに当たり、鹿児島県信用保証協会に支払った信用保証料の額。

(注) 設備資金、運転設備資金(設備資金に係る部分のみ)、経済活性化資金に限ります。

## 【補助率及び限度額】

補助対象経費の50% (限度額: 30万円)

## 【その他条件等】

- ・信用保証料を分割納付する場合、1回目に納付した金額のみ補助対象となります。

## 【申請に必要な書類】

- ① 金銭消費貸借契約証書の写し
- ② 信用保証書の写し
- ③ 信用保証料を支払ったことを証する書類
- ④ 金融機関が発行する融資金額内訳証明書(運転設備資金の場合)
- ⑤ 町税の滞納のない証明書
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

## 【問い合わせ先】

〒833-7305鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029番地  
大崎町役場 商工観光課 商工振興係  
TEL: 099-476-1111 FAX: 099-476-3979  
E-mail: syoko@town.kagoshima-osaki.lg.jp